

## ☆軽自動車等届出方法

軽自動車等を取得したり、登録内容に変更があった場合、または、廃車した場合は、速やかに届け出てください。

### ◎ 原動機付自転車・小型特殊車両(農耕用含む)の手続き

こんな場合は		お持ちいただくもの	手続きを行う窓口
・新たに購入した時		・販売証明書(販売業者が発行)	○最寄りの市民センター (福光除く)
・南砺市に 転入した時 ・市外の人 から譲渡を 受けた時	前の市区町村 での廃車手続 きが済んでい ない場合	・前市区町村のナンバープレート ・標識交付証明書(前市区町村が発行) ・譲渡証明書(譲渡を受けた場合、前所 有者からもらう)	・城端市民センター TEL 0763-62-1213 ・平市民センター TEL 0763-23-2041 ・上平市民センター TEL 0763-23-2044
	前の市区町村 で廃車手続 済みの場合	・廃車証明書(前市区町村が発行) ・譲渡証明書(譲渡を受けた場合、前所 有者からもらう)	・利賀市民センター TEL 0763-23-2047 ・井波市民センター TEL 0763-82-1181
・車両を廃棄した時 ・市外の人に譲渡する時 ・他市区町村に転出する時		・南砺市のナンバープレート ・標識交付証明書(南砺市が発行)	・井口市民センター TEL 0763-23-2054 ・福野市民センター TEL 0763-22-1101
・市内の人に譲渡した (された)時		・旧所有者の印鑑(または譲渡証明書) ・標識交付証明書(南砺市が発行)	・税務課 TEL 0763-23-2005
・転出先や譲渡先の市区 町村で、廃車と登録の手続 を同時に行う場合		・南砺市のナンバープレート ・標識交付証明書(南砺市が発行) ・譲渡証明書(譲渡した場合、新所有者 に渡す)	新住所地の市区町村役場

★現所有者が死亡した時は相続人の代表者の方が下記の手続きを行ってください。

- ・ 車両を引き続き使用する場合・・・所有者を変更する手続きが必要です。上記のうち、該当する譲渡等の手続きを行ってください。
- ・ 車両を処分する場合・・・「車両を廃棄した時」の手続きが必要です。